

指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引き

令和7年2月

福井県

1. 概要

<目的・趣旨>

これまで指定管理者制度では、指定期間中の賃金水準の変動に伴う人件費の増減について、あらかじめ事業者が想定して応募するものとして、指定管理料に反映することはしていなかった。

しかし、令和6年度の春闘における賃上げ額が過去最高水準となるなど、人件費が著しく上昇している状況を踏まえ、雇用労働条件の改善や、事業者の健全運営を通じた持続的な施設のサービス向上を図るため、指定管理者制度における対応が求められている。

そこで、賃金水準をはかる指標（福井県人事委員会勧告において公表される公民較差）の変動に応じて、指定管理料を変更する仕組み（以下「賃金スライド制度」という）を導入する。

<賃金スライド制度の概要>

(1) 基本的な考え方

指定管理者から指定管理料の増額の申請を受けた場合などに、選定後に指定管理者から提案された人件費に県人事委員会公表の公民較差を乗じた金額を上限として、当該年度の指定管理料に反映する。

(2) 対象施設

指定管理料に人件費を算定している施設

(3) 適用開始時期

令和6年度

<スライド額の算定について>

(1) スライド額の考え方

賃金スライドとは、県人事委員会公表の公民較差などに基づき、当年度の指定管理料を変動させる制度。

指定管理者は、スライドの対象となる人件費を「スライド基準額報告書（様式1）」により提出する。

施設所管課は、提出されたスライド基準額に、毎年度の公民較差を乗じることで、スライド上限額を算定し、指定管理者に申請上限額を通知する。

その後、指定管理者から申請を受けた金額を当年度の指定管理料に反映する。

(2) 制度の対象

ア 対象となる職員

対象となる職員は、指定管理施設で働く職員のうち、指定管理者から直接雇用されている者とする。したがって、一部業務の再委託等による事業者の職員は、対象外となる。

イ 対象となる人件費

対象となる人件費は、労働基準法第 11 条に規定される賃金のうち、賃金水準の変動による影響を受けるものとする。

労働基準法（抜粋）

第 11 条 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

・(対象となる一例) 給与・賃金、賞与（期末・勤勉手当）、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当 等

・(対象外の一例) 通勤手当、福利厚生費 等

※各指定管理者の給与形態等によって、手当等の内容、取扱いは異なり、一律的な区分は困難であるため、指定管理者の実情等に応じて適切に分類するものとする。

(3) 公民較差の公表

公民較差は、毎年県人事委員会事務局のウェブサイトで公表される。

（令和 5 年度は 10 月 2 日発表）

(4) 公民較差がマイナスとなった場合の対応について

公民較差による人件費の見直しは、社会一般の情勢に合わせて行うものであり、公民較差がマイナスとなった場合には、指定管理料を減額する。

2. 運用

【スケジュール】

	時期	指定管理者	福井県
公募・選定時	応募書類提案時		①募集要項に賃金スライド制度の対象施設であることを明示
	基本協定締結時	②賃金スライド制度の適用について、基本協定書において規定	
		③スライド基準額の報告	
指定期間中	10～11月頃 官民較差発表後	⑤通知を受けた金額を上限として指定管理料の増額を申請（1年目は0年目の公民較差による変動分も申請可能）	④指定管理者から提出されたスライド基準額と公民較差を基にスライド上限額を算定し、指定管理者に通知 ⑥指定管理者からの申請を受領し、当年度補正予算および次年度当初予算の調整
	2～3月頃		⑦予算の調整結果を指定管理者に連絡
		⑧基本協定書および当年度の年度協定書を変更	
			⑨指定管理料の支払い
	4～5月頃	⑩事業報告書を提出	⑪事業報告書の確認

<指定管理料の変更に関する作業の流れ>

- ①施設所管課は、指定管理者の公募にあたり、募集要項に賃金スライド制度の対象施設であることを明記する。
- ②施設所管課は、指定管理者との基本協定締結にあたり、基本協定書に賃金スライド制度の関連事項を明記する。
 - ・賃金スライド制度を適用しない場合、指定管理者は施設所管課に辞退届を提出する。
- ③選定された指定管理者は、スライドの基準となる人件費を記した「スライド基準額報告書」を施設所管課に提出する。（スライド基準額報告書は、公募によらない選定を行う場合においても、提出させる）
 - ・提出後のスライド基準額報告書の変更は原則として認めないものとする。
- ④施設所管課は、指定管理者から提出されたスライド対象額に公民較差を適用したスライド上限額などを算出し、指定管理者に申請上限額を通知する（その際、今後の予算査定や議会の審議等により、変動の可能性があることも伝えること）。
 - ・申請上限額の算定および通知については、別紙様式2を用いて行う。
 - ・指定管理期間が1年目の場合は、公募・選定時の公民較差による変動分および指定管理期間1年目の公民較差による変動分を合わせて算定を行う。
 - ・賃金スライド額が0円となった場合は増減なしの通知を、マイナスとなった場合は減額の通知を行う。
- ⑤指定管理者は、施設所管課に対して賃金スライド額の申請書を提出する。（様式3）
 - ・申請書は、施設所管課からの最終的な申請上限額の通知後、2週間程度を目途に提出する。
 - ・施設所管課においては、指定管理者において賃金スライドを希望しない場合や、期限までに指定管理者から申請書の提出がない場合は、賃金スライドに係る指定管理者の最終的な意向を必要に応じて確認すること。
- ⑥施設所管課は、指定管理者から提出された申請書を基に、当年度の予算について補正の予算要求を行い、同額を次年度当初予算として追加で要求を行う。
- ⑦施設所管課は要求の結果を指定管理者に対して連絡する。
- ⑧指定管理者と施設所管課は、要求の結果を基に基本協定書および当年度の年度協定書の変更を行う。

- ⑨施設所管課は変更した年度協定書を基に指定管理料の支払を行う。
- ・減額となる場合は第4四半期に支払いを行う指定管理料を減額する。
 - ・減額となる場合は第4四半期の支払い前に基本協定書および年度協定書の変更を行うこと。
- ⑩指定管理者は年度終了後に事業報告書を施設所管課に提出する。
- ⑪施設所管課は、指定管理者からの事業報告書等を基に、スライド額が職員の給料のベースアップ等に反映されているか確認を行う。ベースアップ等に反映されていないなど適正な取扱いが行われていない場合には、スライド額の返還を求める。

(様式1)

令和〇年〇月〇〇日

福井県知事 様

申請者 施 設 名
指定管理者名
代 表 者 名

スライド基準額報告書

指定管理期間：令和〇年度～令和〇年度

スライド基準額は、 千円とする。

【算定根拠】

【留意事項】

- ・スライド基準額は、賃金水準の影響を受けない通勤手当などを除いた人件費の5年間総額の平均額とする。(手引きに記載の対象となる人件費を参照)

(様式1)

令和6年〇月〇〇日

福井県知事 杉本 達治 様

申請者 施設名 ○○○○
指定管理者名 △△△△
代表者名 代表取締役 山田 太郎

スライド基準額報告書 (記載例)

指定管理期間：令和7年度～令和11年度

スライド基準額は、12,000千円とする。

【算定根拠】

人件費の5年間総額 62,000千円 (収支計画参考)
うち通勤手当 2,000千円
スライド基準額 = $62,000 - 2,000 \div 5 = 12,000$ 千円

【留意事項】

- ・スライド基準額は、賃金水準の影響を受けない通勤手当などを除いた人件費の5年間総額の平均額とする。(手引きに記載の対象となる人件費を参照)

(様式2)

〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇〇日

団体名 様

福井県知事 〇〇

申請上限額算定および通知

令和〇年度の申請上限額について、下記のとおり通知いたします。

施設名：〇〇〇〇

指定管理期間：令和〇年度～令和〇年度

令和〇年度の申請上限額は 千円となります。

【参考】

申請上限額 = 〇〇〇 (スライド上限額の累計) - 〇〇〇 (申請額の累計) = 〇〇〇千円

	RO年度 公募時	RO年度 1年目	RO年度 2年目	RO年度 3年目	RO年度 4年目	RO年度 5年目
①スライド 対象額 (前年度③)	(基準額) (様式1)					
②公民較差						
③公民較差 反映後人件費 (①×②)						
④ スライド 上限額 (③-①)		(③-公募 時の①)				
累計						
⑤ 申請額						
累計						

※端数切上げ

(様式2)

〇〇第〇〇〇号
令和8年〇月〇〇日

団体名 様

福井県知事 杉本 達治

申請上限額算定および通知（記載例）（増額の場合）

令和8年度の申請上限額について、下記のとおり通知いたします。

施設名：〇〇〇〇

指定管理期間：令和7年度～令和11年度

令和9年度の申請上限額は390千円となります。

【参考】

申請上限額 = 990 (スライド上限額の累計) - 600 (申請額の累計) = 390 千円

	R6年度 公募時	R7年度 1年目	R8年度 2年目	R9年度 3年目	R10年度 4年目	R11年度 5年目
①スライド 対象額 (前年度③)	12,000 (基準額) (様式1)	12,240	12,485	12,735		
②公民較差	2%	2%	2%	2%		
③公民較差 反映後人件費 (①×②)	12,240	12,485	12,735	12,990		
④ スライド 上限額 (③-①)	(240)	485 (③-公募 時の①)	250	255		
累計		485	735	990		
⑤ 申請額	-	400	200			
累計		400	600			

※端数切上げ

(様式2)

〇〇第〇〇〇号
令和9年〇月〇〇日

団体名 様

福井県知事 杉本 達治

申請上限額算定および通知（記載例）（減額の場合）

令和10年度の申請上限額について、下記のとおり通知いたします。

施設名：〇〇〇〇

指定管理期間：令和7年度～令和11年度

令和〇年度の指定管理料は69千円の減額となります。

【参考】

申請上限額 = 731 (スライド上限額の累計) - 800 (申請額の累計) = Δ69 千円

	R6年度 公募時	R7年度 1年目	R8年度 2年目	R9年度 3年目	R10年度 4年目	R11年度 5年目
①スライド 対象額 (前年度③)	12,000 (基準額) (様式1)	12,240	12,485	12,735	12,990	
②公民較差	2%	2%	2%	2%	Δ2%	
③公民較差 反映後人件費 (①×②)	12,240	12,485	12,735	12,990	12,731	
④ スライド 上限額 (③-①)	(240)	485 (③-公募 時の①)	250	255	Δ259	
累計		485	735	990	<u>731</u>	
⑤ 申請額	-	400	200	200		
累計		400	600	<u>800</u>		

※端数切上げ

(様式3)

令和〇年〇月〇〇日

福井県知事 様

申請者 施 設 名
指定管理者名
代 表 者 名

賃金スライド額申請書

令和〇年度のスライド額について、以下のとおり申請いたします。

記

申請額 千円

(様式3)

令和8年〇月〇〇日

福井県知事 様

申請者 施設名 ○○○○
指定管理者名 △△△△
代表者名 代表取締役 山田 太郎

賃金スライド額申請書（記載例）

令和8年度のスライド額について、以下のとおり申請いたします。

記

申請額 200千円

(様式4)

令和〇年〇月〇〇日

福井県知事 様

申請者 施設名 ○○○○
指定管理者名 △△△△
代表者名 代表取締役 山田 太郎

辞退届

賃金スライド制度の適用について、下記の理由により辞退いたします。

記

I 辞退の理由